

## 義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会設置要領

(目的)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務のうち、主に義務教育就学前児童にかかる事項について、詳細かつ具体的な検討を行うため、豊中市こども審議会規則（平成25年豊中市規則第81号）第6条の規定に基づき、こども審議会に、義務教育就学前の保育・教育のあり方検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

**第2条** 部会は、次に掲げる事項について、調査審議するものとする。

- (1) 教育・保育提供区域の設定
- (2) 学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保
- (3) 子ども・子育て支援給付にかかる学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保に関する事項
- (4) 子ども子育て支援法第77条第1項第1号及び第2号に基づく利用定員の設定に関する事項
- (5) 教育・保育の質及びその評価に関する事項
- (6) その他こども審議会会長が定める事項

(構成)

**第3条** 部会委員は、別表に掲げる者のうち、こども審議会会長が指名するこども審議会委員及び臨時委員をもって構成する。

(部会長)

**第4条** 部会長は、こども審議会規則第3条により、こども審議会会長が指名する。

**2** 部会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

**第5条** 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

**2** 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

**3** 第2条第1項第4号にかかる議事については、部会の議決をもってこども審議会の議決とする。

(庶務)

**第6条** 部会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(その他)

**第7条** この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

この要領は、平成26年3月3日から施行する。

この要領は、平成27年3月5日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

この要領は、平成27年8月7日から施行する。

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

**別 表**

区 分	
学識経験者	1名
保護者	2名
子育て・子育ての支援に関する事業に従事する者	4名
市民団体等	1名